

豊川市特別職報酬等審議会
資 料

平成23年11月28日

目 次

・ 豊川市特別職報酬等審議会委員名簿	・	1
・ 豊川市特別職報酬等審議会条例	・	2
・ 豊川市長等の給与に関する条例	・	2
・ 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例	・	3
・ 平成23年度県内各市の二役の給料額等調	・	4
・ 平成23年度県内各市の議会議員の議員報酬額等調	・	7
・ 平成22年議員活動の状況	・	13
・ 市議会議員の報酬の状況（全国）	・	15
・ 平成23年度県内各市の二役及び議会議員の給料額及び議員報酬額等調付表（地域手当含む）	・	16
・ 本市二役及び議会議員の給料等改定状況調	・	17
・ 本市二役及び議会議員の年収額の推移	・	18
・ 人事院勧告制度	・	19

豊川市特別職報酬等審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

役職名	氏名
豊川商工会議所会頭	大澤 輝秀
豊川市連区長会会長	神谷 好威
豊川市社会福祉協議会会長	伊藤 憲男
豊川商工会議所女性会会長	藤井 智香子
穂の国青年会議所理事長	田中 健司
ひまわり農業協同組合組合長	柴田 勝
連合愛知三河東地域協議会事務局長	鈴木 智
豊川市ボランティア連絡協議会役員	中尾 百合子
住民の代表	清水 達郎
住民の代表	清水 サチ子

○豊川市特別職報酬等審議会条例

昭和40年3月24日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、豊川市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、豊川市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に行われる審議会及び委員の更新により最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○豊川市長等の給与に関する条例

昭和54年12月25日条例第23号

市長等給与条例(昭和27年豊川市条例第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、市長及び副市長(以下「市長等」という。)の受ける給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 市長等の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。

(1) 市長 月額 1,069,000円

(2) 副市長 月額 874,000円

(期末手当)

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)における給料の月額に、その給料の月額に100分の20を乗じて得た額及びその給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(給与の支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の受ける給与の支給方法は、豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

1 この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

○豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例

昭和31年12月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 562,000円
- (2) 副議長 月額 512,000円
- (3) 議員 月額 479,000円

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで議員報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例(昭和43年豊川市条例第4号)の規定の例により、議長にあっては市長の、副議長及び議員にあっては副市長の旅費に相当する額を弁償する。

(期末手当)

第5条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内にその職を離れた者又は死亡した者についても同様とする。

2 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(その職を離れた者又は死亡した者にあっては、その職を離れた日又は死亡した日現在。次項におい

て同じ。)における議員報酬の月額に、この月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。

4 基準日において議長若しくは副議長の職にある者又は基準日前6箇月以内の期間において議長若しくは副議長の職にあった者に対しては、前2項の規定により計算して得た額に、基準日現在における議長又は副議長の議員報酬の月額と議員の議員報酬の月額との差額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とみなして第2項(同項各号を除く。)の規定を適用して計算して得た額(議長又は副議長の在職期間が6箇月に満たない場合は、当該在職期間における月数に応じて算定した額)を加算した額を期末手当として支給する。

5 前項の議長又は副議長の在職期間を計算する場合において、1箇月未満の端数を生じたときは、15日以上は1箇月とし、15日未満は切り捨てる。

(議員報酬等の支給方法)

第6条 この条例に定めるもののほか、議長、副議長及び議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。
- 2 昭和49年度に限り、第5条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対して期末手当を支給する。
- 3 前項の規定による期末手当の額は、基準日において議員が受けるべき報酬月額を基礎として、一般職の市職員の例により算出した額とする。
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。